

秋田県医学生修学資金（市町村振興奨学金）

～ 募集要項 ～

医学生修学資金（市町村振興奨学金）は、将来、秋田県内の公的医療機関等の医師として地域医療に従事しようとする気概と情熱に富んだ医学生の方に対して、秋田県が修学に必要な資金を貸与するものです。平成29年度における貸与希望者を次のとおり募集します。

1 応募資格

次のすべての要件を満たしていただく必要があります。

- (1) 文部科学省所管の国・公立、私立の大学において医学を履修する課程に在籍している者であること（学年は問わない）。
- (2) 将来、秋田県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする意思があること。

2 募集人員 10名

3 貸与額

- (1) 月額貸与金 150,000円（アパート等の自宅外通学者）
100,000円（自宅通学者）
- (2) 入学金相当額 282,000円 ※平成29年度新入生のみ

4 貸与期間及び貸与方法

- (1) 貸与期間は、貸与決定の月から大学の正規の最短修学年限とします。
- (2) 月額貸与金は毎月貸与します（本人の預金口座に振込）。また、入学金相当額は、初回の月額貸与金に加算して貸与します。
なお、初回の貸与については、平成29年6月に4～6月分を貸与する予定です。

5 応募方法

- (1) 申請書類の提出
秋田県医学生修学資金貸与申請書 [別添様式第1号] に、次の書類を添えて応募してください。
ア 大学の在学証明書
イ 在学する大学の学長又は学部長の推薦書
ウ 健康診断書（申請の日前2カ月以内に作成したもの）
※別添「健康診断証明書」の内容を網羅していれば、受診医療機関の任意様式で可
エ 本人及び連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し
オ 市町村長の発行する所得証明書（本人と生計を同じくする方のうち所得がある方全員分。給与所得又は年金所得のみの場合は、源泉徴収票でも可。）

- ・ 申請には、連帯保証人（1名）が必要です。連帯保証人は、職業を持ち、その収入で独立した生計を営んでいる成年の方で、この修学資金について、今回の応募者以外の他の修学生等の保証人になっていない方（父母などの家族でも可）とします。
- ・ 貸与を受けようとする方が未成年の場合は、親権者又は未成年後見人の同意が必要です。

(2) 応募期間

平成29年4月3日（月）から4月25日（火）まで

6 貸与の決定

書面などによる審査を行い、5月中旬に、貸与の可否について申請者全員に文書で通知します。なお、貸与者の決定にあたっては、修学年次の低い者を優先します。

7 注意事項

- (1) 申請する方は、「秋田県医学生修学資金（市町村振興奨学金）のしおり」を読み、医学生修学資金制度を確認してください。
- (2) 申請書類は、貸与の可否を決定する重要な書類ですから、正確に記載してください。
- (3) 添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
- (4) 申請書類は、貸与の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- (5) 貸与の可否についての電話によるお問い合わせにはお答えいたしかねますので、ご了承ください。
- (6) 申請書は、秋田県HP（下記アドレス）からダウンロードできます。

8 応募先・問い合わせ先

秋田県医療事業課医師確保対策室

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

（電話） 018-860-1410 （FAX） 018-860-3883

（E-mail） ishikakuho@pref.akita.lg.jp

（URL） <http://common3.pref.akita.lg.jp/ishikakuho/>

※直接持参の場合

- ・ 申請受付時間は、土日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・ 県庁舎2階「医師確保対策室」にお持ちください。

※郵送の場合

- ・ 簡易書留又は配達記録で郵送してください。（最終日の消印まで有効）。
- ・ 封筒に「秋田県医学生修学資金貸与申請書在中」と明記してください。